

# 生徒心得

生徒指導部

## 1 校内生活について

- (1) 遅刻・欠席する場合は、学校に連絡すること。
- (2) 外出・早退する場合は、学級担任の許可を得ること。
- (3) 遅刻した場合は、教頭と当該教科担当者に入室許可を受けること。
- (4) 個人ロッカーを整理整頓し、必ず施錠をして盗難防止に努めること。
- (5) 施設利用の際には、施設利用の心得を守ること。

## 2 登下校について

- (1) 登下校の際は、交通ルールを遵守して事故防止に努めること。
- (2) 始業時刻（8：30）に遅れないように登校すること。
- (3) 18：45には校舎から退出し、すみやかにすること。

## 3 服装について

- (1) 服装・コート類は、高校生らしく派手でないもの、学校生活に適したものとすること。  
式・考査にはフォーマルで臨み、左襟に校章を付けること。スカート丈は膝の中心が隠れる長さとする。
- (2) 装飾品などは身につけないこと。
- (3) 端正な髪型を心がけ、髪の色・パーマ及び化粧はしないこと。
- (4) 下履きは華美でなく行動しやすい靴とし、サンダル・ハイヒール等ははかないこと。  
上履きは所定の年次のものをはくこと。
- (5) 身分証明書は必ず携帯すること。

## 4 清掃について

- (1) 校舎内外の環境美化に努め、全員が責任をもって自主的に行うこと。

## 5 校外生活について

- (1) 高校生として、ふさわしくない場所には出入りしないこと。
- (2) 夜間の外出は控え、やむを得ず外出する場合も21時前を目安に帰宅すること。
- (3) アルバイトは禁止とする。ただし、高校生活の継続が困難な場合にはアルバイトを認めることがある。  
その場合は、事前に保護者連名の願いを提出し、校長の許可を得ること（遊技場や主に酒類を提供する事業所での就労は認めない）。

## 6 自転車通学及び運転免許取得について

- (1) 自転車で通学する場合は、防犯登録を済ませ、保護者連名の届けを担任（HRT）に提出すること。  
自転車損害賠償責任保険に必ず加入すること。
- (2) 自転車には学校指定のステッカーを貼付し、盗難防止のため必ず二重ロックをすること。
- (3) 進路が決定した3年次生の自動車免許取得については、所定の手続に従い、校長の許可を得ること。
- (4) 「4プラス1ない運動」を遵守する。  
※「4プラス1ない運動」  
高校生は ① 免許を取らない ② 車を持たない  
③ 運転しない ④ 乗せてもらわない  
親 は 子どもの要求に負けない

## 7 携帯電話について

- (1) 携帯電話の校内への持込みは認める。ただし、電源を切り、個人ロッカー、又はバッグで自己管理をし、盗難や紛失に十分注意すること。
- (2) 使用に関しては、登校後から放課後までは学校敷地内での使用は原則禁止とする。ただし、授業や保護者との緊急な連絡など、使用が必要と認められた場合に限り、教科担当教員や担任（原則）の許可を得て使用を認める。放課後においては、校舎外での使用を認める。